

 枚方市  
Hirakata City

# 防災 の 取り組み

## 個別避難計画の作成について

～被災から得た教訓を活かして～



令和4年12月18日 10時30分～

個別避難計画作成説明会

西船橋自治会館

枚方市危機管理部 危機管理対策推進課

# 本日のテーマ

1.

災害による死者・行方不明者数

2.

枚方市で起きた主な災害

3.

各災害の被害状況等

台風第18号、大阪北部地震、台風第21号

4.

災害の経験から見えてきたこと

5.

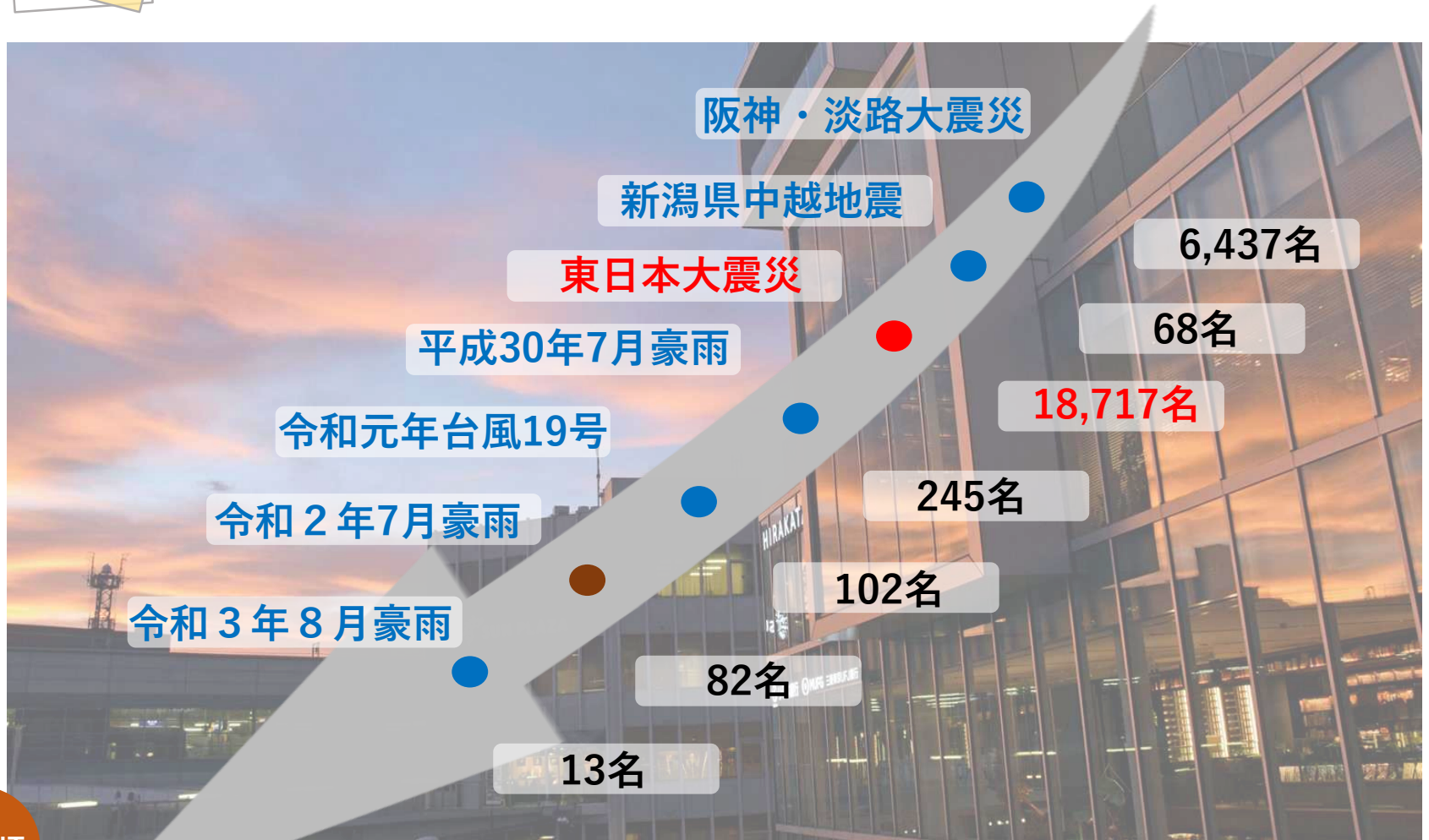
個別避難計画とは

6.

安否確認・避難支援の流れ

1.

# 災害による死者・行方不明者数



POINT

全国各地で災害による犠牲者が発生



2.

## 枚方市で起きた主な災害



POINT

市内各地で浸水や停電、負傷者が発生する災害が**頻発化**

# 3.

各災害の被害状況等

## 台風第18号の影響による市内の状況

市内  
各地

平成25年9月に発生した  
台風第18号により**浸水被害**

公園設置トイレが  
転覆し流される。



市内各地で浸水被害が  
発生した。



濁った水により路面が  
見えない状況に。



膝下あたりまで浸水。



### 被害状況等

総雨量

※15日～16日にかけて

**348** mm

床上浸水

**50** 棟

床下浸水

**1,248** 棟

土砂崩れ等

**331** 箇所

## 3.

各災害の被害状況等

## 大阪北部地震による被害状況

## 人的被害

死者	0名
重傷者	0名
軽傷者	23名

(2018年11月1日時点)

## 住家被害

全壊	1棟
大規模半壊・半壊	12棟
一部損壊	7,056棟
計	7,069棟

(2018年11月1日時点)

## 最大避難者数

39避難所 273人

(2018年6月20日午前8時時点)



POINT

枚方市で観測史上初の  
“震度6弱”を観測

震度1以上の余震は50回を記録



POINT

市内各地で擁壁の崩れな  
どが発生



## 3.

各災害の被害状況等

## 台風第21号による被害状況

## 人的被害

死者	0名
重傷者	0名
軽傷者	11名

(2018年11月1日時点)

## 住家被害

全壊	5棟
大規模半壊・半壊	8棟
一部損壊	5,452棟
計	5,465棟

(2018年11月1日時点)

## 最大避難者数

21避難所	236人
-------	------

(2018年9月4日午後4時時点)



POINT

観測史上初となる  
最大瞬間風速**40.2m/s**



POINT

電線切断による**停電**が  
市内相当箇所が発生

4.

## 災害の経験から見えてきたこと

---

共通点



4.

## 災害の経験から見えてきたこと

# 釜石市の事例 【鵜住居地区】

— 釜石の奇跡 —



# 5.

## 個別避難計画とは

内閣「災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要より

### 2) 個別避難計画（仮称）（※）の作成

#### <課題>

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

（近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合  
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%）

#### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。**

（任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約12%  
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約50%）

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付く情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

### POINT

### 個別避難計画 作成の概要

○個別避難計画は、避難行動要支援者（※）一人ひとりの避難支援等が、迅速かつ適切に行えるよう、誰（避難支援等実施者）が、どのような支援を行うのかを要支援者ごとに具体的に記載したものである。

※要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（法第8条第2項第15号・第49条の10第1項）

【大阪府資料/R4年度個別避難計画作成の市町村支援事業について】

# 6.

## 安否確認・避難支援の流れ

西船橋自治会

### 安否確認・避難支援フロー

自治会長

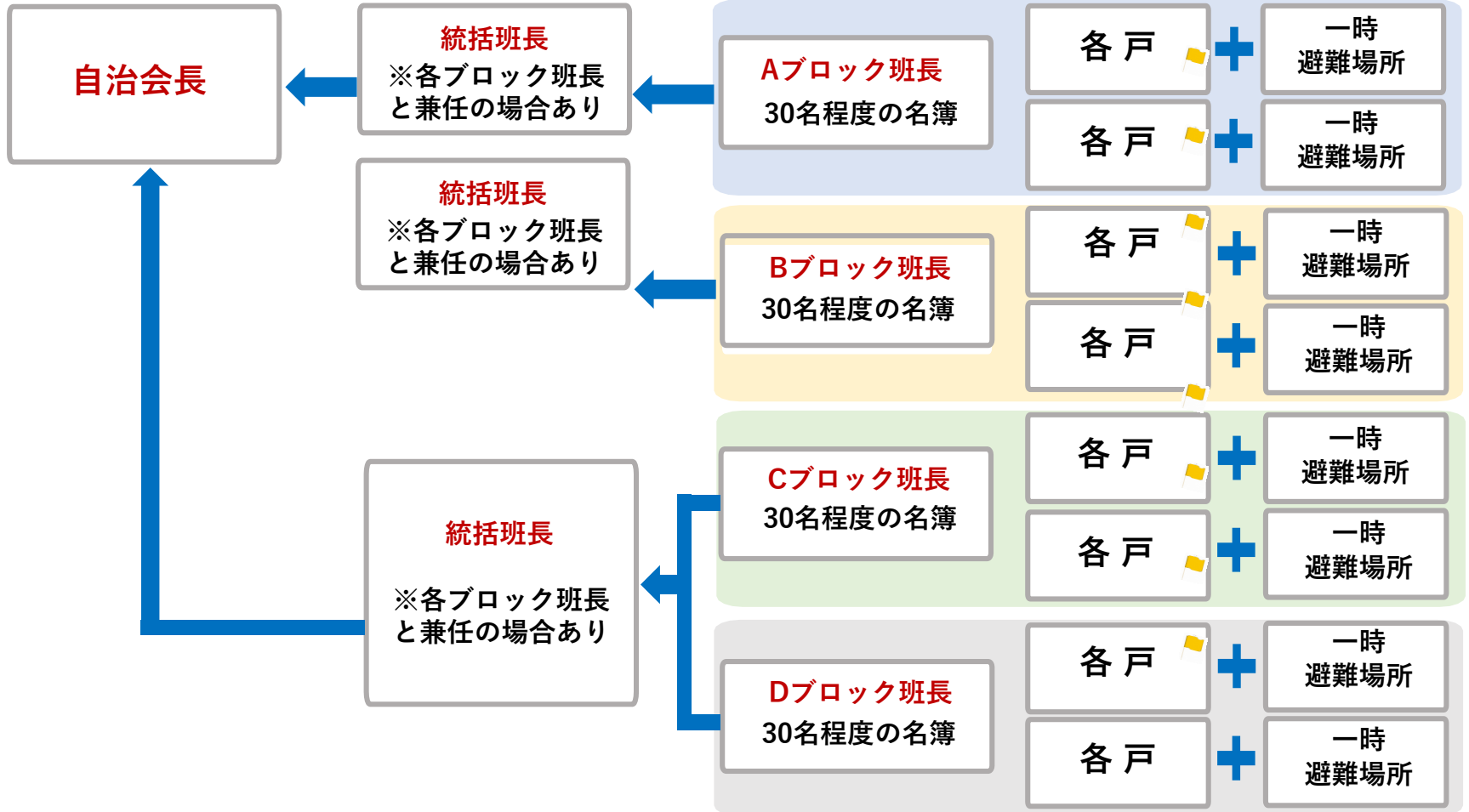
自治会長は統括班長からの報告を受け、安否確認状況を集約する。

自治会（支援者）

ブロック班長は「黄色い小旗」掲出数及び「避難者数」を統括班長に報告。統括班長は自治会長に最終報告を行う。

自治会員（要支援者）

各戸で黄色い小旗を掲出後、一時避難場所に避難する。





## 6.

## 安否確認・避難支援の流れ

## 一時避難場所

一時避難場所に参集した要支援者と支援者が第1次避難所に同行避難を行う。

要支援者



支援者

要支援者



支援者

要支援者



支援者

要支援者



支援者

## 第1次避難所

第1次避難所に避難した要支援者のうち、福祉避難所への避難が必要な場合は支援者と同行避難を行う。

要支援者



支援者

要支援者



支援者

要支援者

支援者

要支援者

支援者

## 福祉避難施設

自治会と覚書を締結した福祉避難施設は、要支援者と支援者（1名）を受入する。

要支援者

支援者

要支援者

支援者

## 6.

## 安否確認・避難支援の流れ

西船橋自治会

## 福祉施設への避難に向けて

## 一時避難場所

一時避難場所に参集した要支援者と支援者が福祉避難所へ同行避難を行う。

要支援者

+

支援者

要支援者

+

支援者

一般避難者

一般避難者

## 直接避難

ブロックの班長は、個別避難計画に基づき福祉施設への直接避難が必要な方を把握



## 福祉施設

自治会と覚書を締結した福祉施設は、要支援者と支援者（1名）を受入する。

要支援者

支援者

要支援者

支援者

## 第1次避難所

一般避難者

一般避難者